

東日本大震災後の輸出と日本政府の対応

1. 我が国の食品・製品に対する諸国の対応と風評問題

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力・福島第一原子力発電所（以後、福島第一原発）の事故に関連して、一部の国・地域において、農林水産品を中心に我が国輸出品への放射線検査や検査・産地証明書を求める等の措置がとられている。現在までに鉱工業品への輸入規制は概ね撤廃されている¹が、農林水産品については、緩和傾向にあるものの、カナダ・メキシコ・チリを除き規制撤廃までは至っていない。

我が国は、福島第一原発の事故直後から、我が国の食品・製品の安全性を確保するため、国際基準²に準じて、徹底した措置を講じること、当該措置につき各国の政府・報道機関・国民に対し迅速かつ正確な情報発信を実施すること、我が国の出荷制限よりも広範な規制を取っている国・地域に対して科学的根拠³に基づき対象地域・品目の縮小を働きかけることを柱とし、我が国輸出品の安全性を確保すべく国民を挙げて取り組み、同時に各国に対して国際ルールに従って冷静に対応するよう呼びかけてきている。

【参考】各国の規制緩和状況

< 鉱工業品 >

現在までに、中東諸国の一部を除き、我が国鉱工業品に対する輸入禁止や証明書添付の要請といった規制は概ね撤廃されている。（サンプル検査は一部の国・地域で引き続き実施されている。）

< 農水産品 >

- ・カナダ（2011年6月13日付発効）、メキシコ（同月14日）、チリ（同年9月12日）は規制を全面的に撤廃。
- ・主要国には輸入禁止の対象地域を狭める動きが出てきている。

（例）

中国 12都県→10都県（山梨、山形を除外、同年6月17日付）

タイ 12都県→8都県（新潟、長野等を除外、同年8月3日付）

マレーシア 全国→0県（2011年7月1日付） 等

■主要国における農林水産物の輸入規制状況（2012年4月16日現在）⁴

国・地域	内容
カナダ	規制を全面撤廃（2011年6月13日）
チリ	規制を全面撤廃（2011年9月30日）
メキシコ	規制を全面撤廃（2012年1月13日）
オーストラリア	当初からサンプル検査のみ実施
アメリカ	輸入停止（8県、指定品目）
韓国	輸入停止（7県、指定品目）
シンガポール	輸入停止（8都県、指定品目）
台湾	輸入停止（5県、全品目）
中国※	輸入停止（10都県、全品目）
サウジアラビア	輸入停止（12都県、全品目）
EU	放射性物質の検査証明書の要求（11都県、日本酒・焼酎・ウイスキーを除く全品目）
タイ	放射性物質の検査証明書の要求（8県、全品目）
ブラジル	放射性物質の検査証明書（ポルトガル語翻訳付）の要求（12都県、全品目）

※放射性物質検査証明書の様式で中国側と合意が成立しておらず、事実上、日本全域からの生鮮食品（水産物除く）等の輸入停止状態が継続。（産地証明書については、2011年11月28日付けで様式に関する合意が成立。）

1 エジプトのみ、一部鉱工業品に対する輸入禁止措置を継続している。

2 食品に関するコーデックス委員会（年間線量1mSv未満）、飲料水に関するWHOの放射性物質の指標値（10Bq/kg）、空間線量に関するICRP基準（年間線量緊急時100mSv未満、平常時1mSv未満）等。

3 このような貿易制限的な措置について科学的根拠を要求する国際法上の根拠は、SPS協定とTBT協定である。

2. 我が国食品・製品安全確保のための取り組み

(1) モニタリング体制の迅速な構築

a. 大気・土壌・水道水・海水

2011年3月14日以降、政府は、空間、海域、上水道等につきモニタリングを実施、結果を毎日各省ホームページで公表するほか、農林土壌についても、地方自治体・大学と協力して福島県他近隣5県でモニタリングを実施、放射性物質の分布を把握し、除染計画の検討材料としている。なお、これまでのモニタリング結果を参照すると、避難区域外の我が国主要都市における大気や土壌等の放射線物質量は、人体に影響を及ぼす水準⁵に無い。

b. 食品モニタリング

福島第一原発の事故後周辺環境から放射能が検出されたことを受け、日本政府は、食品衛生法上の措置として、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、規制値が指標を上回る食品については食用に供されないよう2011年3月17日に各自治体に通知した。この暫定規制値を超える放射線量が測定された食品について出荷制限が当初実施されたが、その後、継続的かつ正確なモニタリングにより、確実に安全と判断された品目から順に出荷制限は解除されつつある。

c. 空港・港湾等のモニタリング

日本政府は、2011年3月20日から成田及び羽田空港における放射線量の測定を実施している。同年4月中旬から港湾の大気及び海水についても毎日測定し、結果を国土交通省ホームページ等で公表している。さらに港湾内の船舶についても、同年4月22日に発出された「船舶に関する放射線測定のためのガイドライン」に基づき、同年4月28日から放射線量測定を実施している。

(2) 我が国輸出品の安全性に対する信頼確保

輸出される農林水産品に関しては、国内流通過程での検査に加え、水際においても我が国産品の安全性に対する信頼を確保するために、主要な諸外国・地域における食品の検査や規制強化の状況について輸出業者に情報提供し、必要に応じ安全性の証明書を発行している。鉱工業品に関しては、海外の取引先から放射線量に関する証明を求められた場合には、輸出企業に対して、放射線量検査機関の紹介や商工会議所による証明サービスの周知を実施し、ジェットロに緊急相談窓口を設置する他、全国36ヶ所の貿易情報センターで個別に企業の相談に対応している。また、政府による風評被害対策の一環として、国が指定した検査機関で輸出品（農水産品も含む）の放射線検査を行う際の検査料の補助⁶を実施している。

さらに港湾において、「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」に基づき、

4 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制措置の現状については、農林水産省HPで最新状況を公開中。「諸外国・地域の規制措置」

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

5 原発から230km以上離れた東京においては、震災直後の3月15日に一時的に大気中の放射性物質レベルが上昇したものの、現在は原発事故前の通常測定値範囲内にある。また福島では、3月15日、16日に25 μ Sv/h程度の高い数値が観測されたが、その後は1～3 μ Sv/hの水準で推移している。なお、放射線量は建材などの遮蔽物があると減衰する性質があり、実際に受ける放射線量は大気中の測定値より少なくなる。なお、これら放射線量の目安であるが、例えば2 μ Sv/hを屋外で1年間浴び続けた場合、CTスキャン2.5回分に相当する被ばく量となる。

6 貿易円滑化事業費補助金 補助率：中小企業：10分の9、大企業：2分の1

2011年4月28日から、公的機関（国、港湾管理者、日本海事協会）による輸出コンテナ及び船舶の放射線測定に対する証明書の発行が順次開始されている。

(3) 正確で迅速な対外情報発信

①政府に対する情報発信

震災発生直後より、国際会議などの場で、総理大臣や閣僚による情報発信を実施してきている。各国の輸出入関連措置等に関しては、各国の関係当局が科学的かつ合理的な判断に基づいて適切な対応を行うよう要請してきた。現在に至るまで、国際会議や海外出張時・来日時の会談など、あらゆる機会を捉えハイレベルでの働きかけを継続してきている。

②産業界・プレス等に対する情報発信

日本政府は、全ての在外公館（大使館、総領事館等）に対し震災関連の情報発信を強化するよう指示を行い、世界各地におけるJETRO・在外公館による説明会を開催している。

また、国内でも各種説明会を開催しており、特に外資系企業・在京外交団・在京プレス特派員等を対象に、記者会見やブリーフィングを実施している。その他、対メディアの個別インタビューへの対応やプレスリリース等の発出を通じた関連情報の迅速な発信の取り組み、海外TV局の招聘等を行っている。

3. まとめ

原発事故と原子力災害発生を受け、我が国は日本製品の安全性を確保すべく、早急に対応を実施してきた。しかし各国が日本製品に対して規制を強化した結果、被災地から遠く離れた地域の製品に対しても検査等多大なコストが生じ、品目によっては輸出自体ができなくなる事態が発生した。

東日本大震災及び原発事故後、我が国は、国際社会の要請に応え、透明性を確保しつつ迅速かつ正確な情報提供に最大限努めてきた。事故直後迅速に構築された大気・水・食品等のモニタリング体制、食品の流通過程での厳格な検査体制、港湾での輸出品のモニタリング体制を確立したことで、我が国産品の安全性は確保されている。

また大気等のモニタリングによる検査結果は、震災後の早い段階で各種数値が低減していることを示しており、ICAO（国際民間航空機関）やIMO（国際海事機関）といった国際機関からも事故直後から我が国への渡航等の安全性を明示する報道発表がなされてきた⁷。さらにIAEAからは、我が国の原発事故への対応は、取り得る最良のものであったとの評価を受けている⁸。我が国の官民挙げた努力と、このような国際機関による評価等により、鉱工業品に対する規制は概ね撤廃されている。他方、農林水産品については、前述のとおり緩和傾向にあるものの、規制撤廃までは至っていない。日本として、引き続き最大限の透明性をもって迅速かつ正確な情報発信をするよう努めることはもちろんであるが、各国政府としても、不当な輸入禁止等の措置をとらず、国際ルールに則って対応することが期待される。

7 国際民間航空機関（ICAO）「日本への渡航制限はない」（3/18）

国際航空運送協会（IATA）「日本への渡航制限はない」（3/18）

国際海事機関（IMO）「日本港湾での放射能による健康被害はない」（3/24）

8 IAEA 調査団報告書 “IAEA INTERNATIONAL FACT FINDING EXPERT MISSION OF THE FUKUSHIMA DAI-ICHI NPP ACCIDENT FOLLOWING THE GREAT EAST JAPAN EARTHQUAKE AND TSUNAMI”

いわゆる保護主義的措置を巡る動向について

経済産業省では、経済危機後の世界各国における保護主義的傾向の高まりと、それを受けた我が国内外の対応について、2009年5月27日、「経済危機下のいわゆる保護主義を巡る動向と経済産業省の対応」において報告した。その後、2011年3月までに見られた主な動向は以下のとおりである。

1. WTOにおける取組

WTOは、2009年4月2日のG20 ロンドン・サミットにおける首脳の要請を受けて、2008年末から開始していた各国の貿易措置の監視と四半期毎の報告を続けてきた。2009年1月26日付の報告書（加盟国のみに共有された作業文書）、4月20日付の報告書（3月26日に加盟国に共有された文書を、ロンドン・サミット後にWTO加盟国の承認を得て一般に公表）に続いて、第3次の報告書を7月15日に公表した。

同年9月14日には、WTO、OECD、UNCTADの3機関が共同でG20各国の貿易及び投資措置を報告した。9月24日から25日に行われたG20ピッツバーグ・サミットでは、首脳は、ワシントン及びロンドンでコミットされた、保護主義に陥らないとの約束を再確認するとともに、3機関による報告書を歓迎し、引き続き四半期毎に報告を行うよう要請した。

同年11月18日、WTO事務局は、第7回WTO定期閣僚会議に備え、2008年10月から2009年10月の1年間の国際貿易環境に関する動向をまとめた年次報告書を公表した。公表直後に開催された第7回WTO定期閣僚会議では、WTOによる各国の貿易措置の監視活動は、出席閣僚から概ね高い評価を得て、その重要性が確認された。

2010年には、3月8日、6月14日、11月4日の3回にわたり、WTO、OECD、UNCTADの3機関が共同でG20各国の貿易及び投資措置を報告した。貿易関連措置に関する最新の報告（11月）の概要は以下のとおり。

（保護主義は食い止められるも停滞続く）

- ・対象期間中、貿易制限的措置の新たな導入は減速。新規の制限的措置の対象は、世界の輸入額の0.2%と推計。
- ・酪農製品、プラスチック製品、農業機器等の輸入関税増加。
- ・原材料、食品生産物、鉱物等の新たな輸出制限や、農業と一部製造セクターの支援策（輸出目標等）が開始。
- ・サービス分野では貿易政策推進と市場開放水準が維持された。

（貿易制限的施策の累積に懸念）

- ・危機後に導入された制限的措置のうち撤廃されたのは約15%。
- ・G20の制限的措置の対象は、世界の輸入額の1.8%。電気機器、鉱物燃料・鉱油、機械装置・設備等に影響。
- ・貿易制限撤廃の多くは貿易救済の分野に集中。

(貿易円滑化措置数の増加)

- ・ 輸入関税削減や貿易関連措置の簡素化等、着実に増加。
- ・ サービス分野では、海外投資制度を変更した国あり。
- ・ 金融機関の国家的支援への依存は低下傾向（特に米国）。

(世界貿易の回復は速い)

- ・ 本年、世界の輸出量は13.5%増加（予測値）。先進国で11.5%、その他で16.5%増加。

(保護主義圧力は増大)

- ・ 高失業率と通貨市場の不規則な動きにより、ここ2、3か月で、保護主義圧力が危険な高まり。
- ・ 貿易制限では貿易不均衡の是正はできないばかりか、雇用と成長を危険にさらす報復措置を誘発する。
- ・ 生産と雇用の拡大のため、貿易摩擦回避とドーハ妥結が重要。

2. 我が国の対応

経済産業省は、2009年2月12日に強化した保護貿易措置の監視体制を継続し、関係省庁、JETRO等の関係機関と連携しつつ、WTOへの情報提供に協力し、貿易相手国による問題のある措置については、個別に申し入れを行う等の対応を取ってきた。このような要請をしてきた事例の中には、改善が図られたものが見られ、2009年にはインドの輸入品への特別追加関税や韓国のリチウムイオン電池認証規制について改善がなされた。

また、2010年11月のAPEC閣僚会合において、我が国は、議長国として、WTOの規定と整合的に考えられるとしても重大な保護主義的影響を及ぼす措置の導入を最大限抑制するとともに、そのような措置が実施された場合には速やかに是正することを継続するとする声明をとりまとめた。（「ドーハ・ラウンド交渉の進展及び保護主義の抑止についての声明」）

世界経済は回復途上にあるが、依然として失業率の悪化ないし高止まりは続く見込みであり、保護主義的傾向が懸念される状態が続いている。経済産業省は、関係省庁、JETRO等の関係機関と連携しつつ、各国の貿易措置の監視・把握及び改善の要請等を通じ、保護主義の抑止努力を継続している。

(参考) 2009年版不公正貿易報告書添付資料 (2009年5月27日公表)

※参考資料等は省略した

経済危機下のいわゆる保護主義を巡る動向と経済産業省の対応

はじめに 本稿の位置づけ

経済危機発生以降、世界各国で保護主義的傾向が高まり、これに対し、内外で保護主義を抑止する取組が行われている。本稿では、これらの動向の概要を整理している。本稿は経済産業省が作成したものであり、「不公正貿易報告書」の一部を構成するものではないが、内容が報告書と密接な関係を持つことから、報告書の公表に併せ、参考資料として公表することとした。(保護主義と、報告書の原則である「ルール志向」との関係については、本稿末尾の「【参考】保護主義とルール志向の関係」参照。)

1. いわゆる保護主義的な措置に関する考え方

昨年9月のリーマンショックを契機として世界的な経済危機が発生して以降、自国産業への支援や雇用確保のためと思われる保護主義的措置の導入を求める政治的圧力が各国で高まっている。

そうした国内の圧力を受けて保護主義に陥る国があると、他国の追随や報復などの連鎖を招き、世界全体に保護主義が蔓延してしまうおそれがある。戦後に確立された多角的自由貿易体制は、まさに保護主義の防波堤としての役割を担っている。

1929年のブラックサザデーに端を発する大恐慌への対応として、1930年代に各国において関税引上げ、為替切下げ、ブロック経済化などの保護主義的な措置が連鎖的に導入されたことが先の大戦の原因の一つと言われている¹。そうした反省から、WTOの前身たるGATTを含むブレトンウッズ体制が形成された。

1930年代の教訓を活かし、“保護主義の蔓延”を防ぐためには、現在交渉中のドーハ・ラウンドを妥結することが最も重要である。さらに、各国が導入する措置を相互に監視し、それが保護主義の連鎖への引き金とならないように相互に自制を求めているかなければならない。

ただし、何にでも保護主義のレッテルを貼ることは建設的ではなく、政策目的が合理的であれば、より貿易歪曲的でない代替措置の導入へ変更するなどの対応により問題が解決することもある。

従って、個々の措置ごとに、対話から法的手段に至るまで様々な取るべき対応を適確に見極めなければならない。

2. WTOによる取組等

現下の経済危機において、10月以降アルゼンチンが幅広い物品に輸入許可制を導入、11月以降インドが鉄鋼製品の関税を引き上げ、翌年1月以降ロシアが自動車関税を引き上げ、そして、2月には、米国が再生・再投資法においてバイ・アメリカン条項を導入するといった世界主要国での貿易制限的な措

1 John H. Jackson, *The World Trading System : Law and Policy of International Economic Relations (second edition)*, The MIT Press Cambridge, Massachusetts London, England.

John H. Jackson, William J. Davey, and Alan O. Sykes, Jr. (1995) *Legal Problems of International Economic Relations 3rd ed. : cases, materials and text on the national and international regulation of transnational economic relations.*, West Publishing Co.

置を講じる傾向が高まり、そうした動きをどのようにくい止めていくべきかが国際的な課題となってきた。

WTOにおいては、経済危機への対応の一環として、ラミーWTO事務局長は、10月14日の一般理事会においてWTO事務局官房内に金融危機がWTOルールのある側面に与える影響を検討していく作業部隊（Task Force）を設立すると表明した。

保護主義の防止は国際的な課題となり、11月15日ワシントン金融・世界経済に関する首脳声明や11月22日APEC首脳リマ声明において、保護主義の自制について政治的決意が表明されるに至った。

その後、12月17、18日に行われた貿易交渉委員会及び一般理事会において、ラミー事務局長は、金融危機後に生じた貿易措置を事後点検する責任があり、Task Forceが定期的にその内容を更新していく、と表明した。

翌年2009年1月26日にWTO事務局は、Task Forceが作業した貿易措置の監視結果をWTO加盟国へ報告した。ただし、公表されない作業文書としての扱いになっており、WTO事務局長の責任の下、TPRM（貿易政策検討制度）のパラグラフG（国際貿易環境の進展に関する概況報告）に基づき実施している。それは多角的貿易体制に影響を及ぼす政策に関して事実の報告を行ったものであり、何ら法的な効果や含意を与えるものではないとした。

当該報告書をもとにWTO・TPRB（貿易政策検討機関）が、2月9日非公式に開催された。多くの国からWTO事務局が行う監視について支持や協力の賛同が寄せられる一方、一部の国からTPRBでこうした監視を行うことの正当性を疑問視する意見も出された。併せて、正確性、包括性など報告書の精度を高める方策や、対象範囲の拡大（貿易に影響を与える措置を幅広く取り上げること）について議論された。特に、途上国からは、先進国に顕著である特定産業への補助金といった貿易歪曲効果の高いものを取り上げるべきとの指摘が多くあった。

日本をはじめとする加盟各国が提供した情報に基づいて、ラミー事務局長から1月26日付報告書の改訂版を3月26日に加盟国へ報告した。

ラミー事務局長は報告書改訂版をベースに、4月2日のロンドン・サミットにおいて、各国の保護主義措置の導入の実態を紹介し、各国に自制を求めたところ、首脳宣言においては「投資及び物品・サービス貿易に対する新たな障壁を設け、輸出規制を課し、WTOに整合的でない輸出促進措置を講じることを自制する。加えて、我々はこのような措置を講じた場合には速やかに是正する。」ということがあらためて首脳の政治的決意としてあらためて確認された。また、4月14日、WTO・TPRB非公式会合にて、WTO事務局が3ヶ月毎に貿易関連措置の動向を報告し、結果はホームページへの掲載により一般に公表することが提案され、加盟国・地域に了承された。²

3. 経済産業省の対応

経済産業省としては、現下の経済危機の前から、日本企業の輸出等を阻害する外国の政府措置について情報を収集し、必要に応じて改善を働きかけるなどの対応を行っていた。しかし、経済危機の発生後、そうした輸出等企業の経済活動に影響を及ぼしうる外国政府の措置が急速に増加した。このため、措置に関する原典となる海外法令の確認、WTO等国际ルールとの整合性の確認、他国への申し入れや代替案提示といった具体的対応を迅速かつ公平に行う必要性が高まった。

2 3月26日付のWTO事務局作成の貿易関連措置に関する調査の結果
http://www.wto.org/english/news_e/news09_e/trdev_dg_report_14apr09_e.doc

このような状況において、上記2. で解説したWTOにおける貿易措置監視強化の動きがあった。1月31日、ダボスにおける二階大臣とラミーWTO事務局長との会議で、ラミー事務局長からWTOが行う貿易措置監視への日本の情報提供協力の求めもあった。そうした背景の中で、日本政府は、WTOの監視を支持し、透明性を高めるための作業に対する協力を表明した。2月12日には、経済産業省は、関係省庁、JETRO等の関係機関とともに保護貿易措置の監視体制を強化することとし、WTOに情報提供を行っていくこととなった。³

経済産業省は、問題とされる外国政府措置の存否・内容については、客観的な資料に基づいて検証されるべきであるとの考え方に立ち、各国の政府発表や公的文書などを直接確認し、各国における措置の正確な内容を把握することとしている。同時に、各国が採用した措置の背景事情と政策目的とを正確に理解するのが重要であり、その点の慎重な情報収集及び分析を行い、関係省庁や政府関係機関と連携を取りつつ、相手国に個別に申し入れを行う等の対応を取ってきている。

監視体制の強化を通じて把握された貿易措置は30ヵ国、約130件であるが、その中から、以下の考え方に則って別表のとおり列挙する（2009年5月現在）。

- 昨年9月の金融危機以降に導入された（もしくは導入検討が明らかになった）もの
- 11月15日金融・世界経済に関する首脳声明（参考資料参照）、11月22日APEC首脳リマ声明、4月2日ロンドン・サミット首脳声明（参考資料参照）でコミットされた“投資あるいは物品・サービスの貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出制限を課さず、WTOと整合的でない輸出刺激策をとらない”との内容に反すると経済産業省が考える措置で、かつ我が国経済や企業活動に影響が生じ得ると考えられる措置
- ※ なお、別表の措置については、既存のルールに明確に違反しないものもあるため、法律的な措置をとっているわけではないが、上記既述のとおり、経済産業省は関係省や政府関係機関と連携を取りつつ、相手国に個別に申し入れを行う等の対応を取ってきている。

【参考】保護主義とルール志向の関係

不公正貿易報告書で取り上げる措置は、報告書序論に述べられているとおり、「ルール志向型基準」の考え方に従い、WTO協定等の国際的な法規範に反するものの中から選択されている。

これに対し、いわゆる保護主義的な措置とは、国内の産業や雇用を保護するために貿易や投資を制限する措置を広く指す。その中には、WTO協定上は許容されているものも含まれる。例えば、WTOの譲許税率を超えない範囲での関税引上げは、WTO協定上の権利であるが、その目的、態様によっては保護主義的な措置と捉えられる可能性がある。

G20首脳声明で自制するとされている対象は、「投資及び物品・サービス貿易に対する新たな障壁」、「輸出規制」及び「WTOに整合的でない輸出促進措置」である。最後の「輸出促進措置」についてはWTOに整合的なものは自制の対象外であるが、前二者は、WTOに整合的であっても自制の対象とさ

3 2月12日付、経済産業省発表資料「保護貿易措置の監視体制の強化について」

1. 深刻な経済危機の下、世界で保護主義的傾向が強まっている現状を踏まえ、経済産業省は、日本貿易振興機構（JETRO）（※）や関係省庁と連携し、企業活動に影響を与えうる貿易措置を迅速に把握し、対応するための体制を強化することとした。

2. また、現在、世界貿易機関（WTO）も各国の貿易政策を監視しており、把握した情報はWTOに提供する。

※ 日本貿易振興機構（JETRO）は、1月30日に「ジェトロ海外ビジネス緊急支援対策」を発表し、保護主義的動向についても情報の収集・提供の体制を整えている。

れている。これは、100年に1度と言われる深刻な経済危機にあって、世界の経済や貿易の8、9割を占める主要国は、世界の経済情勢を悪化させかねないような措置は、たとえそれらが法律上認められた権利であっても差し控えることが適切だという考え方に立脚している。ただし、個々具体的な措置がG20の政治的合意の対象かどうかの解釈は各国に委ねられている。現状維持を約束するいわゆるスタンドスティール協定の合意が難しい状況の中で、タイムリーに国際社会に前向きのメッセージを発出することを重視し、厳密な対象範囲を確定しないまま、新たな障壁を設けること等は自制するとの簡潔な声明にとどめている。

WTO事務局長が貿易政策検討組織（TPRB）に四半期毎に提出する報告書は、各国の貿易措置を事務局が監視した結果をまとめている。特定の措置が報告書に記載されても、それはWTO事務局が当該措置やその意図を保護主義的だと判断したためではない、とされている（パラグラフ12）。実際、報告書には、貿易を自由化または円滑化する措置も記載されている（パラグラフ25）。これは、監視・報告により透明性が高まり、各国の様々な措置のうち問題の多いものについては導入を牽制する一定の効果が働くことから、報告書に掲載する措置の範囲について議論を紛糾させることなく、迅速に貿易措置の監視・報告の仕組みを立ち上げることを優先させている。

（概念図：貿易措置の分類）

